勤労文化センター

鍵の貸出方法が変わります

4月1日より、勤労文化センターの鍵は中央公 民館で管理します。利用される方は中央公民館で 鍵を受領し、使用後に返却してください。

貸出・返却受付時間:午前8時50分~午後10時

※お問い合わせ先

教育課生涯学習G ☎662-2235

◆申請締切 **3月18日 (金)** お知らせ版をご覧ください)。 お知らせ版をご覧ください)。 申請書を郵送しておりますが、早 として、 ます。 ない場合でも該当すると思わ して、冬期間の灯油購入費を助成し町民税非課税世帯への生活支援対策 対象と思われる世帯には町 (詳細は2月 届 ħ る方から

別途30 始め た方は、新規登録料として 0円が必要です)

室内ゲー 場所 期日 9 30 分 - 時30分 · く 中 …午前11時 10時30分 トボ

▼役場西側駐車場…午前9時 4月10日(日) 11時~11時30分 ▼す前11時~11時30分 ▼すが 11時30分 ▼する 11時30分 ▼する 11時30分 ▼する 11時30分 ▼する 11時30分 ▼ 南側

※お問い合わせ先

住民税務課住民G

2

狂犬病予防接種をお忘れなく

連絡 その他 持ち物 場合に備え、鑑札は必ず首輪に着 村山保健所(☎627 要です。▼犬がいなくなったら必ずが変わったときは、役場に届出が必 じ針を使用することはありません。 頭1針で行っており、複数の犬に同 さ 物病院で必ず予防接種を受けてくだ 受けられない方は、6月末までに動 お越しください。当日会場で接種が 犬が暴れた場合におさえられる方が るようにしましょう。 67 いる方に4月上旬に送付し してください。 狂犬病予防接種は、すべて1 案内ハ ▼犬が死亡したときや飼主 ガキ(犬の登録を また、万が ます)

「身体障がい者自動車福祉給油券」・「福祉タクシー利用券」 交付のお知らせ

福祉灯油購入費の中

い 申 ま 請

す

お問い合わせ先

健康福祉課福祉G

2662 - 2673

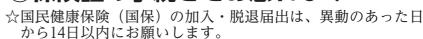
心身に障がいをお持ちの方の積極的な社会参加と生活圏の拡大を進めるため、福祉給油券および福祉タクシー利用券を交付します。交付はいずれか一方となります。

わよい個位ダクン一利用分を交換します。文字はいずれが一方となります。		
	福祉給油券	福祉タクシー利用券
対象者	次の各要件に該当する方 I. 町内に住所があり、実際に住所地で生活している方 II. 下記のいずれかを所持している方(②のみに該当する方は、福祉タクシー利用券のみ申請できます) ①身体障害者手帳所持者 視覚障害:1~4級 聴覚障害:2・3級 上 肢:1~4級 下 肢:1~5級 体 幹:1・2・3・5級 内部障害:1・3・4級 ②療育手帳所持者でAランクの方 ③精神障害者保健福祉手帳所持者で1~3級の方 II. 福祉給油券については、対象者本人が運転可能で、自動車検査証の「所有者」「使用者」本人名義の車がある方	
申請日時・場所	●3月29日(火)午前9時~正午…役場103会議室 ●3月30日(水)午前9時~正午…保健福祉センター検診ホール ※4月1日以降も次の窓口で申請できます。 福祉給油券…保健福祉センター 福祉タクシー利用券…役場総合窓口または保健福祉センター	
持ち物	印かん、運転免許証、車検証、身体障害 者手帳または精神障害者保健福祉手帳	印鑑、上記の手帳

※お問い合わせ先 健康福祉課福祉G ☎662-2673

~春は異動の季節です~

国民健康保険の加入・脱退、 学保険証の手続きをお忘れなく!



☆届出にはマイナンバー (個人番号) の記載および本人確認が 必要なため、マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カー ドと運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。

国民健康保険に加入するとき

- ●退職等によってご加入の医療保険を脱退したとき(切れ目なく他の 医療保険に加入した場合を除く)
- ●前住所地で市町村の国保に加入していた方が中山町へ転入したとき [届出に必要なもの]
 - ・社会保険資格喪失連絡票(退職した事業所で発行)
 - ・世帯主の印かん
- ※60歳未満の方は、併せて国民年金加入手続きを行いますので、年 金手帳もお持ちください。

国民健康保険から脱退するとき

- ●就職やご家族の被扶養者になるなどして勤務先から医療保険証の交 付を受けたとき
- ●町から転出するとき(下記「学保険証の手続き」もご確認ください) [届出に必要なもの]
 - ・新たに発行された医療保険証(全員分)
 - ・国保の保険証 (脱退する方全員分)
 - ・世帯主の印かん
- ※国保加入者が75歳になり、後期高齢者医療に加入した場合は国保 脱退の届出は必要ありません。

学保険証の手続き

大学等修学のために国保加入者である家族と住所地を別にする方は、 特例で中山町の国保に加入することになります。学保険証を交付しま すので、届出を行ってください。また、現在學保険証をお持ちの方も、 更新あるいは非該当の届出が必要です。

- ●新たに学生として町外に住所を移転する場合(学該当届)
- ●進級等により4月以降も引き続き在学中の場合(学該当届)
- ●卒業した場合(学非該当届)

[届出に必要なもの]

齢者生きがいルー●移転先の保健福祉

不自由な方はエレベ

ータ

※お身体

O

番号は変わりません。

662 - 5345

- ・在学証明書または学生証の写し(非該当届出時は不要)
- ・国保の保険証 ・町内世帯主の印かん

お

問

い合わ

せ先

社会福祉協議会 (保健福祉センター

※対象者の現住所および在学する学校の名称・所在地を控えてきて ください。

※届出・お問い合わせ先

4 月

日付けで移転します

2662 - 4361

保健福祉センター

· 2 階

住民稅務課住民G(役場1階3番窓□) ☎662-2113

社会福祉協議

会

事務所を移転

L

#

す

民館で交付しています。申請書は、町内の小中学校、

係書類を添付して申請してくださ





K AY A M A

O W N F

O

R

M

А

O

N

No.1253

対象

中山

か

つ

就学援助制度に 教育課学校教育G ・お問い合わ う い

町立の小中学校に在学町に住所を有しており **3662** (中央公民館内) 5484

28.3.15 14

て

申請方法

3月31日 (木)

までに関

費、その他就学に係る経費等

修学旅行費、

通学費、

医療費、

給食

られる方

に準ずる程度に困窮していると認め保護を受給中の方または、生活保護

ている児童生徒の保護者等で、

生活

援助されるもの

学用品費、

通学用

品費、校外活動費、

新入学用品費、